日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



東京都

発 行

次

目

#### 規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則……… ………………(総務局総合防災部防災管理課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……(環境局多摩環境事務所環境改善課)…

## (海区漁調)

○東京海区におけるはご釣り漁業の制限…………… ○東京海区における火光利用とびうお漁業の制限………

三

●東京都告示第千六百四号

○特定非営利活動法人の認定………………… ………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…(同

рц ㅁ디

○開発行為に関する工事完了……………………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)… 叮

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池

百 合子

1

# )東京都規則第二百二十号

○○円」を「一六、四○○円」に改める。 六号)の一部を次のように改正する。 〇〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、 〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を 〇円」に、「二〇、七〇〇円」を「二〇、九〇〇円」に、 「一七、一〇〇円」を「一七、二〇〇円」に、 「一三、七〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八 「一七、九〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「一六、八 別表第二 一の項中「二一、六〇〇円」を「二一、八〇 災害救助法施行細則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (昭和三十八年東京都規則第百三十

#### 則

この規則は、 公布の日から施行する。

### 告 示

り、 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 第一 第六条第二項の規定により、 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

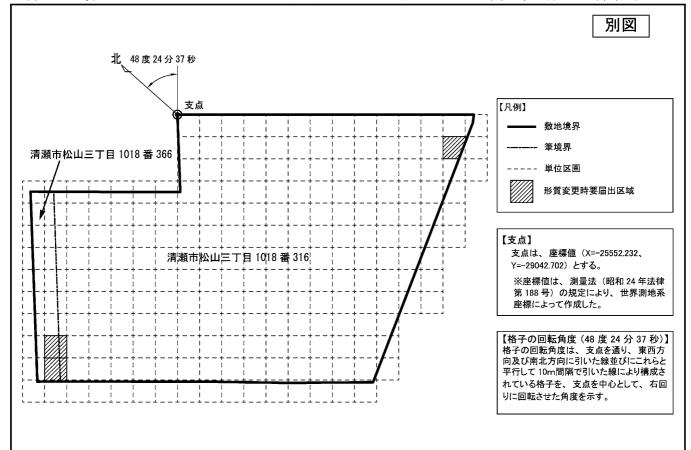
令和四年十二月二十二日

形質変更時要届出区域 東京都知事 別図のとおり 池 (清瀬市松山 百 合

丁目地内 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十

> 化合物 に適合していない特定有害物質の種類 以 下 「規則」という。) 第三十一 条第一 ふっ素及びその 項の基準

害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 鉛及びその化合物



(禁止操業

この漁業において、

次に掲げる操業をしてはならない

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

東京海区漁業調整委員会 会長 有 元

月二十二

貴

文

とおり指示する。 第二百六十七号) の漁業」という。 おをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。 とびうお漁業 ●東京漁調指示第十二号 東京海区 令和四年十二 (東京都内湾海域を除く。 (集魚灯を使用し、 第百二十条第一項の規定に基づき、 )について、 日 漁業法 船舶付近に集まるとびう )における火光利用 (昭和二十四年法律 以 下 次の

## 告

#### 亦 海 X 漁

調

## 対象船舶

けなければならない 漁業調整委員会(以下 この漁業を操業しようとする者は、

船舶ごとに東京海区

「委員会」という。

)の承認を受

総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、

承認操業

使用する操業

 $(\Xi)$ 

電球の総設備容量が、

七千ワットを超える集魚灯を

以内で行う操業

る漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メート

いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用す

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録され

いるものとする。

る。

(<u></u>\_\_)

この漁業の承認を受けた者は、

操業の際使用する船

承認書の備付け

舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければ

 $(\Xi)$ ならない。

操業実績報告書の提出義務 この漁業の承認を受けた者は、

年八月三十一日までに、 委員会が別に定める操業実績

船舶ごとに、

令和五

報告書を委員会に提出しなければならない。

(四)

取扱要領

(指示の有効期間

取扱いについては、

別に委員会が定めるところによる。

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する

三この指示の有効期間は、 令和五年一月一日から同年十

二月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十三号

東

業 東京海区 (こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、 (伊豆諸島海域に限る。)におけるはご釣り漁

う。)について、漁業法 ることを目的とする漁業をいう。 かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣 (昭和二十四年法律第二百六十七 以下「この漁業」とい

号) 第百二十条第一項の規定に基づき、 次のとおり指示す

令和四年十二月二十二日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴

文

(禁止操業

3

この漁業において、 次に掲げる操業をしてはならない

> う。)が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、こ の限りでない。 ただし、 東京海区漁業調整委員会 (以下「委員会」 とい

> > イ

漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著し

所属船舶については、 総トン数十トン以上の船舶を使用する操業 総トン数十五トン以上の船舶を (東京都

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 使用する操業)

夜間 (日没から日の出までの間をいう。) の操業

(承認操業)

二 大島、利島、新島(鵜渡根島及び地内島を含む。)、 須美寿島、鳥島及び孀婦岩の各最大高潮時海岸線から千 の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、 式根島、神津島(恩馳島及び銭洲を含む。)、三宅島 五百メートル以内の海域において、総トン数三トン以上 八丈島(八丈小島を含む。)、青ケ島、ベヨネース列岩 (大野原島を含む。)、御蔵島(藺灘波島を含む。)、 次

承認隻数

ない。

のとおり、

船舶ごとに委員会の承認を受けなければなら

とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。 この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百五十隻

東京都 百六十隻

千葉県 四十隻

神奈川県

八十隻

静岡県 五十二隻

その他の県

 $(\Box)$ 承認をしない場合

ア するおそれがあると認められる場合 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配

> ウ エ 場合 く欠く者と認められる場合 その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚

三 (承認の取消し) 委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない 舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに この漁業の承認を受けた者は、操業の際、 使用する船

兀 る。 次の事項に該当するときは、 承認を取り消すことがあ

いるとき。 承認を受けた者以外の者が、 実質上操業を指揮して

委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき

、操業実績報告書の提出義務

Ŧi. を委員会に提出しなければならない 四月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書 この漁業の承認を受けた者は、 船舶ごとに、 令和六年

ができる。 場合、委員会は、 なお、提出された報告書の内容について、疑義がある 追加の関係書類の提出を指示すること

(遵守事項

導した事項を遵守しなければならない ほか、漁業調整上委員会が必要と認め、 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるものの 指示し、又は指

について

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

(その他)

七 扱いについては、別に委員会が定めるところによる。 この指示に定めるもののほか、 操業の承認に関する取

(指示の有効期間

年二月二十九日までとする。 この指示の有効期間は、 令和五年三月一日から令和六

ŋ

次のとおり公告する。

公

告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号)

第四十四

同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、

号 第二十二条の三の規定により、 次のとおり公告する。

の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三

令和四年十二月二十二日

東京都知事 百 合子

小 池

特定非営利活動法人10代・20代の妊娠SOS新宿

名称

\_ 代表者の氏名 裕之

 $\equiv$ 

主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田三丁目八番十一号

佐藤

初美

代表者の氏名

キッズ&ファミリー

四

認定の有効期間

令和四年十月二十七日から令和九年十月二十六日まで

台東区寿四丁目 番

四 更新された認定の有効期間

市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 都 価

発 行

東

箇月

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代) 郵便番号 定 本号

三〇円 |電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第五十一

条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、 同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特

年東京都規則第二百四十三号) 定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則 第二十二条の三の規定によ (平成十

令和四年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百 合 子

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン

代表者の氏名

松本

Ξ 主たる事務所の所在地

杉並区永福四丁目一番九号 エイジアームズー-B

更新された認定の有効期間

几

令和四年七月二十七日から令和九年七月二十六日まで

特定非営利活動法人日本多発性硬化症協会

三 主たる事務所の所在地

令和四年七月二十八日から令和九年七月二十七日まで

開発行為に関する工事の完了について

美 印 刷 株 式 会 社 郵便番号

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

令和四年十二月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長 取 伸

明

住所及び氏名

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

十九番四 (第二工区) 東久留米市下里一丁目千百七 東久留米市下里一丁目六番 三十四号

東久留米市下里一丁目六番

島﨑喜美子

ミックス 艇